

全国がん登録事務を行う者の指定変更の経緯

1 地域がん登録について

- ・ 昭和26年 東北大学医学部公衆衛生学教室瀬木教授により，がん罹患調査が開始
- ・ 昭和34年 がん登録事業として再開（事務局：東北大学医学部公衆衛生学教室）
- ・ 昭和47年 瀬木教授の退官に伴い宮城県に移管（事務局：宮城県立成人病センター）
- ・ 昭和51年 宮城県から宮城県対がん協会にがん登録業務の委託を開始し，現在に至る。

2 全国がん登録について

- ・ 平成25年に「がん登録等の推進に関する法律」が成立，平成28年1月1日に施行され，全病院に平成28年以降の罹患情報届出が義務化された。
- ・ がん登録の実務は公益財団法人宮城県対がん協会に委託し実施。
- ・ 平成27年，公益財団法人宮城県対がん協会の久道会長から県民への情報還元という点からも，県の設立組織であり研究所を持つ宮城県立がんセンターに移管すべきと保健福祉部長に申出があった。
- ・ 平成28年1～3月に委託業務調査及び移行想定事務室の視察を行うなどし，県立病院機構本部事務局との情報共有を図り，平成31年4月移管に向けて準備を開始。
- ・ 平成30年8月に，公益財団法人宮城県対がん協会から，平成31年度末での受託辞退届を受理（裏面のとおり）。

3 移管までに必要な手続き等

- ・ 宮城県がん対策推進協議会において，全国がん登録委任先として宮城県病院機構がふさわしい組織であるか否かの意見聴取。
- ・ 平成31年度からの委任先として宮城県病院機構を知事が指定。

宮城がん協第 140 号
平成 30 年 8 月 10 日

宮城県知事
村 井 嘉 浩 様

宮城県仙台市青葉区上杉 5 丁目 7-30

公益財団法人 宮城県対がん協会

会 長 久 道 茂



指定辞退届出書

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 24 条に定める知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令 323 号）第 8 条の規定により指定された下記の内容について指定を辞退します。

記

- 1.指定年月日：平成 28 年 1 月 4 日
- 2.辞退年月日：平成 31 年 3 月 31 日
- 3.指定番号：宮城県（疾感）指令第 99 号
- 4.辞退理由：がん登録管理事業の宮城県立がんセンター移管に伴い指定を辞退いたします。

